

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年度からの繰越未決	本年度の起訴	計	有罪	無罪	公訴権減	未決	有罪に係る人員及び金額						
									懲役刑を科せられた人員	罰 金 人 員	金 額				
申告所得税	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		5	3	8	5	-	-	3	5	4	5	82,000			
法人税	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	-	-	法人税
		6	3	9	8	-	-	1	4	8	8	73,900			
その他	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	3	-	その他
		1	3	4	3	-	-	1	4	4	4	58,000			
合 計	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	7	-	合 計
		12	9	21	16	-	-	5	13	17	17	213,900			

調査期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における事績を示したものである。

- (注) 1 内書（「人員」を除く。）は、上級審からの差戻し件数である。
 2 「人員」の内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「有罪に係る人員及び金額」について、1人（社）が2以上の区分に該当する場合、主たる区分でのみ集計している。
 4 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	5	第 159 条	8	脱税犯規定	3
第 243 条	2	第 163 条	8	両罰規定	2

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」について、適用条文を示したものである。
2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分	
		免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
		酒 類 造 者	酒 類 販 売 業 者														
要件 処理数	前年度から 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	要件 処理数
	検 挙	外	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分
	告 発	犯 則 事 件 員 査 査 職 員	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他 告 発
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発
	処 分 前 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 消 滅
本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額
通 告 処 分 額	外	-	34	-	34	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額
通 罰 科 金 相 当 額	外	-	423	184	607	-	607	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 罰 科 金 相 当 額

調査対象等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注)
- 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 - 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 - 3 税関分は含まない。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	国際観光旅客税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分								
要件処理数	前年度から繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から繰越処理未済	要件処理数	
		検挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			1
処理済件数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告処分	処理済件数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3			
	告発	犯則事件調査職員	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則事件調査職員		告発
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発		
処分権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分権消滅			
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数			
犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額		
通告処分相当額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	通告処分相当額			
													607				

調査対象等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注)
- 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 - 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 - 3 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
	免 許 者 酒類等 製造者	免 許 者 酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越履行未済	
	通告処分	外	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告処分
	計	外	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計
履 行 等 件 数	通告不履 行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履 行
	通告後 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 減
	通告履 行	外	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告履 行
	計	外	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当
	外	-	34	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	
	外	-	423	184	607	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	607	

調査期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。
 3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の										
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額					
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																	
第 54 条	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 2	204,761	-	-	-	-	-	-	外1 2	204,761	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 2	204,761	-	-	-	-	-	-	外1 2	204,761	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
” 第2号	-			” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	” 第3号	-	” 第3号	-
” 第4号	-			” 第4号	-	” 第4号	-	” 第4号	-
” 第5号	-			” 第5号	-	” 第5号	-	” 第5号	-
” 第6号	-			” 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税		国 際 観 光 旅 客 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -	第24条第1項	件 -
” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第3項	-	第25条第1号	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-	” 第2号	-
第22条第1号	-	” 第2号	-	第20条第1号	-	” 第2号	-	” 第3号	-
” 第2号	-	” 第3号	-	” 第2号	-	第14条第1項	-	第26条第1項	-
第23条第1項	-	” 第4号	-	第21条第1項	-				
		第23条第1号	-						
		” 第2号	-						
		” 第3号	-						
		第24条	-						
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。